

分類	ご意見・ご質問	当社回答
電源 についてのご意見（ 1～7）		
1	入札条件 オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけ ないのか。 連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無し の要件なども要件を定めるよう 記載あり。	電源Ⅰピーク調整力募集要綱に基づき募集する調整力については、設備要件に記載している周波数調整機能 を満たしていただく必要があります。
2	入札条件 出力の上げ、下げがあると蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対 象は記載だと火力、水力のみ。	要綱には、対象電源の一例として、火力発電設備と水力発電設備を記載しているもので、要件を満たしてい ただければ、蓄電池などのその他の電源等でも応募可能です。
3	入札条件 DRを実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札 条件に加えて頂きたい。	要綱に記載の要件を満たしていただければ、DRでも応募可能です。 なお、電源Ⅰよりも要件を緩和した電源Ⅰ についても募集いたしますので、そちらでの応募もご検討くだ さい。 (電源Ⅰ の詳細については、当社が公表しております「電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱」を参照くださ い)
4	入札条件 DR専用枠を設けて頂きたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能 な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされているこ とを踏まえ、ご意見のようなDRの事業者のみが応札可能な募集枠を設定することは適切ではないと考えま す。
5	入札条件 ・電源 - b についての記載がない状態であるが、公募を実現していただきたい。 ・公募実現の際には、意見募集の場を設けていただきたい。	電源Ⅰ - a 必要量の試算において、H27、H28の実績データからの試算値では、29年度の再エネ連系増加分 (H28.8末時点の接続済みが約650万kWであり、29年度には接続可能量817万kWを超過する見込み)が考慮出来 ていないこと、またH27年間の試算値は6.5%となっており、電源Ⅰ必要量7%との裕度も少ないことから、電源 Ⅰ必要量の全量を電源Ⅰ - aとして募集・運用するため、今回電源Ⅰ - bの募集は行いません。 (下記URL(電力広域的運営推進機関 第9回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料3-2)を参照く ださい) https://www.occto.or.jp/oshirase/kakufuiinkai/chousei_jukyu_09_haifu.html
6	契約条件 電源単位での契約ということだが、アグリゲーターの立場の場合は、アグリゲーターとの契約とするべ きではないか？	電源での応募の場合は、原則として発電機を特定した上で容量単位での契約となります。 DRでの応募の場合はアグリゲーター単位でも契約可能です。
7	その他 通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例で中央給電指令所内に設置する信号伝達装置も落札者側 で手配するものなのか。	中央給電指令所内に設置する信号伝達装置については、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費と して申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。 (当社ホームページ(http://www.kyuden.co.jp/wheeling_liberal_stipulation.html)で公表しております「託送 供給等約款 62 通信設備の施設」を参照ください) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので当社ネットワー クサービスセンターにご相談下さい。

電源 についてのご意見（ 8～49）

8	入札条件 1000kW以上入札する場合の入札単位をご教示いただきたい。(1,000kW以上は100kW単位で入札等)	最低入札量を1,000kWとし、最低入札量以上については1kW単位で入札可能とします。
9	入札条件 取引単位は、JEPX取引単位同様に100kWとしていただきたい。	最低入札量は当社中央給電指令所のシステムの都合上、1,000kWとします。
10	入札条件 ・需要家ごとに10kWの調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。 ・長期的にはDR容量10MW以下のものの組み入れをお願いしたい。	ご要望を踏まえ、需要家ごとの調整量(供出電力)については、10kWから1kWに見直します。

	分類	ご意見・ご質問	当社回答
11	入札条件	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家の募集は3月末まで可能とする（入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい）。また、落札された容量を契約期間開始までに集められなかった場合には基本料金が毎月の登録要領に応じて調整されるだけであると理解するが、ご確認いただきたい。 ・契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする（入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい。）。 ・入札書への添付書類 様式3 - 3（電源等の仕様(DRを活用した電源等)）について、これらは公募締め切り時に提出することを要求されているが、公募締め切り時には需要家の提出は不要としてもらいたい。（実際、需要家の募集は2017年4月直前まで行うため。）アグリゲーターがコミットしたMWを契約開始時点までに集められなかった場合のペナルティーが課される場合には、他市場のペナルティー内容に沿ったリーズナブルなものとしていただきたい。 ・DRとして契約後、需要家の離脱等で容量の確保が難しくなった際のペナルティーは契約解除のみか。その他あれば明示頂きたい。 ・公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示（入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど）をお願いしたい。その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。 	<p>当社は、一般送配電事業者として周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供いただける事業者を選定する必要があることから、アグリゲーターさまにつきましては、応札時点で需要家の確保をお願いするものです。（ただし、3月時点で需要家を確保することが可能な場合を含みます）</p> <p>応札時には、応札時点で確保している需要家のリストを提出していただきます。（需要家の確保が完了した時点で全需要家リストを提出していただきます）</p> <p>なお、3月時点で需要家の確保ができない場合は、不足容量分に応じたペナルティを設定しますので、ご注意ください。</p>
12	入札条件	<ul style="list-style-type: none"> ・DRで参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。 ・DR入札で参加する需要家が異なる場合には、アグリゲーター事業者によるある一定の創意工夫を認めるべく、異なるポートフォリオの構築をもって複数入札することを認めて頂きたい。ポートフォリオ構築にあたって、異なる業種・異なるビジネスプラン・異なる柔軟性・異なる反応時間・異なる需要家サイズ・異なるコストをもって複数のポートフォリオを構築することができ、各ポートフォリオは独自の電源として機能する。この柔軟性を認めていただくことで、九州電力は電源1 調達コストを削減できる可能性が十分にある。 	<p>同一アグリゲーターが、異なる需要家の構成で複数の入札を行うことは可能です。</p>
13	入札条件	<p>DRは、常に系統に接続させているため、定義としてオンライン電源であると理解している。オンライン電源の定義を明確にしていきたい。</p>	<p>オンライン電源とは、当社中央給電指令所から通信伝送ルートを通じて指令を受け、出力増減あるいは需要抑制を行うことで調整力提供ができる電源等のことを言います。</p>

	分類	ご意見・ご質問	当社回答
14	入札条件	<p>・DR専用枠を設定していただきたい。</p> <p>・ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限（1,000kW以上）をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。</p> <p>・調整力を様々な種類の電源から構成するのを確実にすることは九州電力の利益になると考える。これにより調整力全体の供給信頼度を向上させ、長期的にはコスト削減にも繋がる。初年度においては、ある一定のDRを電源1として調達する%もしくはMW等の専用枠を別途設定していただくことを検討していただきたい。DRは新しい電源としてのコストを発生しつつ、主に完全に減価償却済みの経年発電設備と競争しなくてはならず、短期的に不利な条件に置かれているため、このような措置は導入開始時期には重要である。DRが持続可能な電源としての地位を確立するために、電源1の調達量全体のうち25%をDR専用枠として設定することが適当であると考え。上限価格以下で入札した電源で十分なDRが確保できなかつた場合、不足分については発電設備から調達することができる。競争の促進のみならず、DR調達により得られる具体的な利点は下記の通り。</p> <p>自然と分散している需要家郡から得られる立地分散リスク 複数の需要家で構成する大規模なポートフォリオが提供する高い供給信頼度。発電設備とは異なり、DRは複数の需要家からなる電源として即稼働停止することは決してなく、契約容量の0%を提供するという事もない。 反応速度が速く柔軟性のある電源（特に再生可能エネルギーの系統接続が増加している状況では有効） （広域機関 第7回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 配布資料 2 32ページ参照）</p> <p>・九州電力がオフライン電源の入札を制限したいのは明らかである。しかしながら、公募要領で提案されているメカニズムを懸念する。電源を5箇所と限定する代わりに、調達容量全体のうちある特定の容量をオフライン電源として限定落札することを提案したい。本提案は、現行の案よりも確実な落札結果を提供する。具体的には、調達容量全体の33%までがオフライン電源の調達容量とすることを提案する。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、ご意見のような特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件を設定することは適切ではないと考えます。</p>
15	入札条件	<p>P03 第2章 注意事項1 (4)発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と電源 廠気象対応調整力（kW）契約者および・・（kWh）契約者とが同一であることは求めません）とありますが、発電者でも募集申し込みは可能ということでしょうか。</p>	<p>発電事業者でも応募可能です。</p>
16	評価	<p>昨年出されたエネルギーミックスや電気事業における低炭素社会実行計画（2030年度 CO2排出係数0.37kgCO2/kWh）にもありますように、電源の低炭素化が必要不可欠である中、バーチャルパワープラント（仮想発電所）としても同様に低炭素化に寄与することが重要です。また、「上げ調整」・「下げ調整」の両方に対応できる電源等には、需給バランス運用の柔軟性への貢献が大きいと考えます。そこで非価格要素評価点に関して、反応速度や対応可能日数以外に「電源等の低炭素化」・「下げ調整と上げ調整の両方の対応可否」といった評価項目を加えていただきたい。さらに非価格要素評価点について、特に電源等の低炭素化は上述のように非常に重要な要素と位置づけられるため、少なくとも電気事業連合会が仮設定した非価格要素評価点を20点（「一般送配電事業者による調整力の公募調達について（平成28年7月28日、電気事業連合会）」の資料より）よりも高くしていただきたい。これにより、調整力の拡大や経済産業省が推奨する省エネ（電力の低炭素化を含む）・負荷平準化や環境省の推奨する地球温暖化防止・省CO2（日本の約束草案2030年度2013年度比-26%）の目標達成に向けてより一層推進が図られることが期待できます。</p>	<p>調整力の公募調達は、公平性・透明性が確保された手続きによって調整力を調達することにより、競争を促進するとともに、多様な事業者の参画によって多様性や厚みを増し、電力の安定供給を最も効率的で、かつ、需要家の負担を最小化する形で実現していくことを目的としております。このため、調整力として求められる要件を満たした電源等の中から価格の安いものを選択するという考え方を基本とした公募調達を行うことが適当と考えます。なお、調整力に関する環境価値評価については、今回検討していなため、要綱への反映はいたしません。今後の国の議論等を踏まえ、検討していく予定です。また、下げ調整力の評価に関するご意見についても今後の参考にさせていただきます。</p>
17	評価	<p>価格要素評価点の算定式が発電設備の特定された表現であるため、DRを活用した電源等には、空調用の熱源機や照明等の負荷設備等を停止することによってディマンドを調整するため、算定式内の「運転継続時間」「運転継続可能時間」「年間停止計画日数」「年間停止可能日数」という表現では誤解を招く恐れがあるため、DRを活用した電源等の場合でも読み取れるように、それぞれ「停止継続時間」「停止継続可能時間」「年間運転計画日数」「年間運転可能日数」のように読み替えられるような説明をP.28の[ステップ1]の下の注意書きまたは補足説明として追加していただきたい。</p>	<p>DRを活用した電源等の場合は、負荷設備等の停止だけではなく、自家発電設備の活用やこれらを合わせた様々なケースによる調整力の提供が考えられ、ご提案の表現では誤解を招く懸念もあるため、現在の表現とさせていただきます。</p>

	分類	ご意見・ご質問	当社回答
18	評価	価格要素評価点の計算で、休日・祝日等も含まれて考慮されるとなると発電に有利になることが考えられる。ネガワットの特性も考慮し、広域機関の議論でも取り上げられたような非価格要素の部分でネガワットが対等に評価されるよう配慮いただきたい。	価格要素評価点の算定式には、特定の電源等が優遇されるような条件は含まれておらず、公平な評価方法と考えます。
19	評価	反応時間が60分の場合、非価格要素評価点として加点されるのかご教示いただきたい。60分が加点対象とならない場合、例えば59分は加点対象となるのか、また具体的に何分間隔で反応時間を設定すれば加点対象となるのかご教示いただきたい。	要綱に記載のとおり、「指令から調整実施までの時間が短いもの」について加点評価を行います。具体的な加点内容は以下のとおりです。（意見募集を行った要綱(案)から下線部を修正しています） 30分未満（+5点）、30分～1時間未満（+4点）、 <u>1時間～1時間30分未満（+3点）</u> 、 <u>1時間30分～2時間未満（+2点）</u> 、 <u>2時間～2時間30分未満（+1点）</u>
20	評価	各電源のラインロスの調整を非価格要素として評価対象にするようご検討いただきたい。具体的には、DRは常に系統に接続しており容量提供するにあたってラインロスは発生しない。そのためDRは非価格要素評価で5点を得るべきである。ラインロスの調整分に非価格要素評価を5点与えることで、発電設備に発生する～5%のラインロス（DRが発動時に実際に提供する容量よりも5%少ない容量を発電設備は提供）を公平に反映することになる。このような各電源のラインロスの調整を用いることは、発電とDR両方を調達する電力市場では一般的に見受けられる。（例：PJM）	ご意見については今後の参考にさせていただきます。
21	評価	公募要綱内に上限価格を提示していただきたい。	適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、非公表とさせていただきます。
22	契約条件	停止日数の定義「停止日数は、夏期および冬期において、当社の責とならない事由で電源 厳気象対応調整力の全部または一部を当社に供出できなくなった日数とします。」において、「全部または一部」の定義を明確にいただきたい。可能であれば、具体的な算定式を用いて成功・失敗の判断いただくようお願いしたい。また、ペナルティについては、契約容量のうち実際に提供した容量、もしくは実際のパフォーマンスに応じた設定となるようご検討いただきたい。	ペナルティについては、経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を供出したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合、調整力を提供することができなかった期間に対応する容量(kW)価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、当社の責とならない事由により、電源Ⅰとして契約した容量(kW)を一部でも供出できなかった場合は停止日数としてカウントし、ペナルティの対象となりません。ただし、ペナルティとなった場合でも、電力量(kWh)価格については、実際に供出していただいた電力量(kWh)に応じて費用精算を行います。
23	契約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・停止割戻料金の算定式について、どのように算定されるのかより詳細な情報をご提示いただきたい。具体的には、停止割戻対象時間は、どのように求められるのかご教示いただきたい。諸外国の電力市場では、ペナルティは実際のパフォーマンスに応じて算定・評価されるのが通常である。例えば、100MWの契約容量を持つ電源が、実際に発動されたときに80MW提供した場合、当該電源は提供に失敗した不足分20MWに対してペナルティを払うようになっている。100MWの契約容量全体に対してのペナルティを払うことにはなっていない。本公募案件においても同様にペナルティが規定されていると認識しているが、念の為ご確認いただきたい。また、いくつかの異なるパフォーマンスシナリオにおいてペナルティの算定の仕方を説明した具体例をご提示いただきたい。 ・停止割戻対象時間（最長2時間）は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。 	当社が募集する電源Ⅰにおいて、停止割戻対象時間という概念はありません。
24	契約条件	ペナルティに関して今回設定される のプログラムのパフォーマンスの上振れによるペナルティをなしとしていただきたい（ の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えため）。	ご意見のとおり、契約容量(kW)以上に調整力を供出していただいた場合は、ペナルティの対象にはなりません。
25	契約条件	ペナルティの停止割戻料金について、停止割戻料金の算定式に用いられている”1.5”の根拠はあるのでしょうか。	契約不履行の抑止として必要な水準、及び弊社での他の契約におけるペナルティの水準を考慮した値としております。
26	契約条件	入札した価格が支払われるのか、クリアされた価格が支払われるのかを教えてください。	入札された価格での支払いとなります。

	分類	ご意見・ご質問	当社回答
27	契約条件	精算のためのデータがどのように提供されるのかをご教示いただきたい。	精算のためのデータ（電力量）については当社から通知いたします。 なお、具体的な通知方法は、契約の際に協議させていただきます。
28	契約条件	随時調整契約との重複も、優先順位等により許容いただきたい。	同一需要家に対する随時調整契約と電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約の重複については、原則、当該容量(kW)が両契約で重複していない場合、可とします。
29	契約条件	<p>「P30、第8章 契約の条件1へ 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、当社託送供給等約款附則11（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。」</p> <p>この約款が何を意味するのか、明らかにしていただきたい。</p>	<p>当社託送供給等約款附則11（契約の要件等についての特別措置）では、平成28年4月より計画値同量制度 が導入されたのに伴い、同制度導入以前に接続供給契約（実需同時同量制度 ）を締結している契約者に対して、平成28年4月以降も実需同量制度を選択できるように定めています。</p> <p>「電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱 第8章 契約条件1へ」の条文は、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、上述の特別措置の適用を受けていない（実需同時同量制度を選択していない）ことを求めるものです。</p> <p>制度の詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、以下のURLを参照ください。 http://www.kyuden.co.jp/wheeling_liberal_connection-plan.html http://www.kyuden.co.jp/wheeling_liberal_connection-demand.html</p>
30	契約条件	<p>・ネガワットについては現在の実証において10分前予告、1時間前予告、4時間前予告で分かれているので、今回の入札にあっても、電力会社からの指令からその指令に応じるまでのメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしていただきたい。</p> <p>・最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に30分、1時間、2時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。</p>	指令から調整実施までの時間が短いものについては、落札審査で評価しております。 メニューの細分化については今後の参考にさせていただきます。
31	契約条件	発電設備を活用した応募者は、原則として発電機毎に契約となっているが、アグリゲータ単位で契約にできないか。	電源での応募の場合は、原則として発電機を特定した上で容量単位での契約となります。
32	契約条件	アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	今回の募集においては、経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の中で長期契約が1年間とされていることから、契約期間を1年間としております。

分類	ご意見・ご質問	当社回答
33 契約条件	<p>・エネルギー基本計画では、電力の安定供給を実現するために、電力システム改革の一環として、DRを活用した新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し、需要を管理していくことの必要性が謳われており、DRを活用した電源等についても調整力として推進していくことが重要と考えます。DRを活用した電源等の中でも、現在ネガワット取引に向けた実証事業の「高度制御型ダイヤモンドリスpons実証事業」で検証中でもある蓄熱システムは、低炭素化にも寄与でき、群として扱えば、非常に大きな調整力が期待でき、積極的に活用すべきシステムです。蓄熱システムはこれまで全国に約3万件の導入実績があり、約190万kWのピーク電力削減効果を生み出しており、調整力としては、十分なポテンシャルを有していることがいえます。</p> <p>この需要家設備である蓄熱システムは、厳気象時等の稀頻度リスクの高い夏季や冬季に調整力が大きい特徴をもったシステムであるため、夏季のみや夏季と冬季といった期間単位や月単位で、きめ細かく電源「厳気象対応調整力契約電力kWを設定できるような柔軟な契約の形態にしていきたいと思います。具体的には、P.12の電源「厳気象対応調整力提供期間について、1年間だけに固定せず、他に「夏季のみ」や「夏季と冬季」、「月」単位を加えていきたいと思います。また、それに伴って、P.20の入札書の表の2の項目について、電源「厳気象対応調整力契約電力（送電端値）を「夏季のみ」、「夏季と冬季」や「月」単位に設定できるようにし、またそれに併せてP.25の（3）3電源等の設備一覧の内容（供出電力（kW）を「夏季のみ」、「夏季と冬季」や「月」毎にする等）、P.26の運転実績の表の項目（出力/総使用量の項目を「夏季のみ」、「夏季と冬季」や月「毎」にする等）を見直していきたいと思います。中部電力様の募集要綱では、提供期間が7～9月の3か月間と、夏季のみとなっており、上述の意見内容と一部合致しており、参考にしていただければと思います。これにより、「夏季のみ」・「夏季と冬季」や「月」単位での応札も可能となり、調整力の調達量が多く見込めるようになります。</p> <p>「一般送配電事業者による調整力の公募調達について（平成28年7月28日、電気事業連合会）」の資料でも、「必要に応じて短期（月間等）での調達を行うこととする」とあり、これにより蓄熱システムとしての調整力の調達量が多く見込めることとなります。</p>	<p>電源Ⅰは、原則として、夏期および冬期の平日9時～20時の間で供出していただきますが、これ以外の期間についても需給状況に応じて発動させていただくことがあるため、電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間を1年間としております。</p> <p>なお、ご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
34 契約条件	<p>・上述により、夏季のみとした場合の運用要件として、年12回以上であるところを年6回以上としていただきたい。運用要件を緩和することにより、応札の幅が広がり、調整力調達量のより一層の拡大に寄与できるものと考えます。中部電力様の募集要綱では、提供期間が7～9月の3か月間であり、かつそれに合わせて年間発動回数も6回以上と設定しており、発動回数についても参考にいただければと思います。</p>	
35 契約条件	<p>・ネガワット調整金及び関連する小売事業者との契約等は、電源Ⅰには課さないようにしていただきたい。理由は下記の2つ。</p> <p>電源Ⅰは厳気象発生時に系統安定化・供給信頼度維持のために発動される電源だと認識しており、小売事業者の供給力確保義務・同時同量義務・利益の議論からは切り離し、別途違った扱いがなされるべきである。小売事業者の供給力確保義務・同時同量義務・利益の議論に関連するのはあくまで類型1もしくは類型1-2のネガワットのみ限定されるべきであり、類型2（電源Ⅰ）には不適切であると考えます。</p> <p>このような小売事業者との調整金及び関連契約等を必須条件としている市場では、アグリゲータ事業者の参加率が限定され、結果的にDR業界全体が成長していない。ドイツでは同様の条件がアグリゲータ事業者と小売事業者間で必要とされおり、DRプログラムへの参加は極めて難しく、持続可能な事業運営体制を維持するのも難しい。もしこのような調整金・契約等の条件が制度設計上どうしても必要ということであれば、アグリゲータ事業者ではなく、例えば広域機関のような中央管理機関が調整を担うべきである。北米ではISOが同役割を担っており、例えば米国北東部のPJMエリアでは、PJMが調整役の責任があり、小売事業者への補填等は「LMP-G」で調整されている。（LMP-G（卸売市場価格から発電単価を差し引いたもの））</p> <p>・Type II DRではネガワット調整金が小売業者に支払われないのが実情ゆえ、本件も同様としていただきたい。</p>	<p>ご意見は「電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱 第8章 契約条件 1 口(八)」の条文に対するものと推察いたしますが、本条文は、需要家によるDRが確実に実行され、契約容量(kW)に相当する調整力が確実に供出されるために、「ネガワット取引に関するガイドライン(資源エネルギー庁)」に準じて、アグリゲーターと小売電気事業者との間で調整力の供出が円滑かつ確実に実施できるよう事前の協議をお願いするものです。</p> <p>なお、意見募集を行った要綱(案)から、条文の表現を以下のとおり見直ししましたので、ご注意ください。</p> <p>「需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者とアグリゲーターとの間で適切な協議がなされていること。」</p>
36 契約条件	<p>・年間停止可能日数（240日）は、ペナルティなしで停止することができる年間の日数とあり、その考え方について、夏期、冬期の平日を除く240日とありますが、240日以内であればペナルティ“ゼロ”となるのか、240日以内であっても、夏期、冬期の停止であればペナルティとなるのか、ペナルティの判断はどちらが優先されるのでしょうか。</p> <p>・停止日数について、土日休日は含まないということでしょうか。</p>	<p>夏期、冬期の平日において、当社の責とならない事由で電源Ⅰ 厳気象対応調整力の全部又は一部を当社に供出できなくなった日数を停止日数にカウントいたします。</p> <p>このため、240日以内であっても、夏期、冬期の平日の停止であれば停止日数にカウントされます。土日・祝日は停止日数にカウントいたしません。</p>

	分類	ご意見・ご質問	当社回答
37	契約条件	<p>・電源 廠気象対応調整力提供期間1年間（平成29年4月1日～平成30年3月31日）とありますが、廠気象対応調整力が必要な期間としては、夏期（7月1日～9月30日）、冬期（12月1日～2月28日）の平日と考えますが、契約期間が1年間とは夏期、冬期以外にも調整力を求められることがあるということでしょうか。</p> <p>・契約期間を通じ、廠気象対応準備時間（9時～20時）において電源 廠気象対応調整力の提供とありますが、それ以外の時間（20時～9時）は本契約の対象ということでしょうか。</p> <p>・休日及び祝日は対象外になるのか、昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。その際、仮にこれらを除外する場合、評価の時にDRに不利な条件にならないよう配慮いただきたい。</p> <p>・このようなタイプの電源に関しては、平日の営業日以外の時間帯に発動イベントが起こる可能性は低いため、土日及び祝日に待機期間を必須要件として課すことは不要であると考え。もし平日の営業日以外の時間帯に発動する可能性がある場合（ランチの時間帯も含む）、その理由をご説明いただきたい。その可能性がなければ、現行の待機可能日数（土日・祝日を含む）は必然的にDRを不利な条件に置くことになる。これは、実際に発動が必要な時間帯に待機時間を設定する場合よりも、結果的にDRからより少ない入札とMWを九州電力は調達することを意味する。</p>	<p>電源Ⅰは、原則として、夏期および冬期の平日9時～20時の間で供出させていただきます。これ以外の期間については、契約条件の範囲内で需給状況に応じて発動させていただきますが、仮に供出できなかった場合でも、停止日数にはカウントされません。</p> <p>昼休みの時間帯については、需要が減少する傾向にあるものの、実際の運用を行う上で、廠気象対応調整力が不要とまでは言えないことから、廠気象対応準備時間（9時～20時）に含めておりますが、これにより、特定の電源等を劣後して扱うものとは考えておりません。</p>
38	運用	<p>電源1 は一番最後に発動される安定供給に寄与する需給調整用途の電源だと理解しているが、ご確認いただきたい。</p> <p>10年に1度の廠気象に対応するための電源であると認識しているが、どのような条件下で電源1 が発動されるのか明確にしていきたい。また、具体的な電源1 の発動の条件（トリガー）をご教示いただきたい。</p>	<p>電源Ⅰは、10年に1回程度の猛暑（厳寒）へのリスク対応のための電源等として募集量を算定しておりますが、実際の運用では、契約条件の範囲内で需給状況に応じて発動させていただきます。</p>
39	運用	<p>原則3時間継続提供可能について、1日（9時から20時の間）において3時間運転を数回求められる場合があるということでしょうか。また、調整力を期待される場合、3時間以内（1時間、2時間等）の調整力の提供は求められることはないということでしょうか。</p>	<p>電源Ⅰが発動となる場合は、原則として、1日（9時～20時）に1回の発動と考えております。なお、要綱(案)で3時間としておりました運転継続可能時間は、4時間に変更しておりますので、ご注意ください。</p>
40	運用	<p>P16 第5章 募集概要5 ゲートクローズ(GC)前の指令について、バランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものとありますが、3時間前～GCの間において、計画値（発電計画、販売計画、調達計画）の変更があった場合は、計画値が優先され、調整力側にて調整されるということでしょうか。</p>	<p>実需給の3時間前～GCの間において、バランシンググループの計画値に変更があった場合は、変更後の計画値にて、契約を履行させていただきます。</p>
41	運用	<p>発動指令のキャンセルは、最低でもイベント開始30分前（もしくは60分前）を検討していただきたい。イベント開始時間直前に発動指令のキャンセルが起こると、多く需要家は既に削減のための活動を開始し通常業務を変更している可能性がある。このような誤った障害は可能な限り回避されるべきである。</p>	<p>運用についての詳細は、落札後に別途、協議させていただきます。</p>
42	その他	<p>各需要家の現地調査及び現地試験を実施することは運用上効率的ではないと考える。</p>	<p>安定供給の確保の観点から、設備要件や運用要件を満たしていることを確認するため、当社が必要と判断した場合は、現地調査及び現地試験に応じていただきます。</p>
43	その他	<p>ポートフォリオ単位でDRの技術要件・機能を評価・確認していただきたい。また試験の成功要件については、電源1 提供開始時期より前に送配電事業者との対向試験を実施し、ポートフォリオ単位での成功をもって制御機能の確認としていただきたい。</p>	<p>機能の確認・試験は契約単位で評価しますが、アグリゲーターさまとの契約の場合は、必要に応じて各需要家の確認・試験を実施します。</p>
44	その他	<p>契約書の雛形を確認できていないのですが、いつごろ公開されるのかご教示ください。</p>	<p>契約書の雛形は入札募集開始時から当社ホームページに掲載しておりますので、以下のURLを参照ください。 http://www.kyuden.co.jp/wheeling_adjusting-power.html</p>

	分類	ご意見・ご質問	当社回答
45	その他	停止日数において、電源1 - bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。	電源I - a必要量の試算において、H27、H28の実績データからの試算値では、29年度の再エネ連系増加分（H28.8末時点の接続済みが約650万kWであり、29年度には接続可能量817万kWを超過する見込み）が考慮出来ていないこと、またH27年間の試算値は6.5%となっており、電源I必要量7%との裕度も少ないことから、電源I必要量の全量を電源I - aとして募集・運用するため、今回電源I - bの募集は行いません。（下記URL(電力広域的運営推進機関 第9回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料3-2)を参照ください) https://www.occto.or.jp/oshirase/kakufuinkai/chousei_jukyu_09_haifu.html
46	その他	<ul style="list-style-type: none"> 計測はアグリゲーターがスマートメーターからのパルス、Bルート連携測定器（BEMS、HEMS）で計測することも認めていただきたい。 計測粒度は現行の実証事業の運用を踏まえたルールとしていただきたい（実証事業では10分前予告は5分毎、その他メニューは30分毎）。 アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DRの実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月1回（月末）に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にいただきたい（例えば、24h以内、12h以内など）。 計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。 （時間別データの入手に関する整理）小売り事業者からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。 計量器からのデータをいつ・どのようにアグリゲーターが取得できるのか明確にいただきたい。（例：制度設計で議論されているA/B/Cルート等） （スマートメーター利用に関する整理）スマートメーター普及時に、現状実施しているネガワット実証では既にアグリゲーターが取引メーターからのパルス取得の方法が認められないことが無いような配慮をお願いしたい。 通信規格について各一般送電事業者で異なる規格とせず、統一した規格（共通化）をお願いしたい。 通信およびセキュリティ要件について、専用線等、過度に堅牢な対策を施す要件とはしない様をお願いしたい。 インターフェイス関係は、現行VTN・VEN活用を前提に実施いただきたい。 オンライン対応の場合、受信信号として接点信号となっているが、社会実証等で実施しているOpenADRを用いることは想定していないのか。 現在METI実証で使用されているOADRは御社の定めるセキュリティ要件に従っているか、ご確認いただきたい。 など	DRの計測方法やセキュリティ要件等の制度面については、全国大で標準化が必要な課題と認識しており、今後の実証事業の状況も踏まえ、対応を検討させていただきます。なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
47	その他	弊社はDRアグリゲータとして入札する九州電力小売部門が行使するであろう潜在的なマーケットパワーを非常に危惧している。主な理由は下記の二つ。 九州電力小売部門は、実証事業を通してアグリゲーターが獲得している需要家の情報を持っており、これは実証事業に参加している需要家を不公平にターゲットにする機会を与えている。さらに、九州電力小売部門が他社アグリゲーターの顧客情報に継続的にアクセスし、競争上優位にたてることに対しても懸念がある。これらの情報に九州電力小売部門がアクセスできないよう顧客情報の保護等の対策を実施することを検討していただきたい。 九州電力小売部門は、同社管内のほとんどの需要家の小売事業者である。小売事業者として既存の電力需給契約を維持するのと引き換えに、不当な契約条件（高額な対価設定、ペナルティなし等）を提示して、電源1の公募にDRとして入札することを懸念している。これは競争を阻害し、電源1を提供するDRの質の悪化や供給信頼度の低下に繋がりがねない。九州電力小売部門がDRとして電源1の公募に参加するにあたって需要家にオファーする契約条件に、何らかの具体的な制限を設けることが適当であると考えます。	貴社のご意見として記載の実証事業とは、平成28年度バーチャルパワープラント構築実証事業のB事業「高度制御型ダイヤモンドリスボン実証事業」及び、平成26年度次世代エネルギー技術実証事業のC-1事業「ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」を指していると推察いたしますが、当社は同実証事業には参加していないため、ご懸念されております当社小売部門が競走上優位に立つことはないと考えます。 当社小売部門は経済産業省の「適正な電力取引についての指針」に基づく業務運営を行っており、指針に定められていない制限を設けることは考えておりません。
48	その他	今までの実証が参加要件として生かされる様をお願いしたい（例えば実証で何回以上のDR指令を発令し、どの程度成功していることなどを条件にする等）。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。
49	その他	今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	必要な都度、調整力募集要綱に対する意見募集を行い、結果を公表します。

(注) 同様の趣旨のご意見については集約しております。また、趣旨が不明なものについては掲載しておりません。